

Davis Polk

Davis Polk & Wardwell LLP (03) 5561 4421 tel
Izumi Garden Tower 33F (03) 5561 4425 fax
1-6-1 Roppongi
Minato-ku, Tokyo 106-6033

MEMORANDUM

日付: 2009年10月¹
送付先: 関係者各位
件名: ルール 801 及び日本におけるライツ・オフERINGに対する米国証券法制の適用
(参考和訳)

1933年米国連邦証券法(その後の改正を含む。以下「**米国証券法**」という)に基づき定められたルール 801 は、一定のクロスボーダー・ライツ・オフERINGについて、米国証券取引委員会(以下「**SEC**」という)への登録の免除を規定している。本メモランダムでは、ルール 801 及び米国証券法が、日本企業が行うライツ・オフERING(以下「**ライツ・オフERING**」という)に対してどのように適用されるかを説明する。本メモランダムは、吸収合併、株式交換もしくはこれらと同種の企業結合取引又はエクスチェンジ・オフアームもしくは公開買付けに関して議論するものではない²。本メモランダムにおいては、ライツ・オフERINGによる証券の発行体(以下「**対象会社**」という)は「海外民間発行体」としての資格を有する日本企業であると仮定する³。

ライツ・オフERINGに関する実務上の留意点については、**添付書類 A**をご参照いただきたい。

I. 背景

米国証券法は、米国と何らかの形で関連性を有する米国外での募集を含め、多くの証券募集に幅広く適用される。米国居住者が日本企業の株式を保有している場合には、日本企業によるライツ・オフERINGは、免除が適用されない限り、SEC への登録が必要となる可能性がある。ルール 801 は、日本企業によるライツ・オフERINGにおいて唯一利用可能な免除規定であると思われる。

¹ 本メモランダムは、2009年3月及び2009年9月のメモランダムをアップデートしたものである。

² 本件その他のトピックに関するデービス・ポークのメモランダム(参考和訳を含む)については、当事務所東京オフィスのウェブサイト(<http://www.davispolk.com/offices/tokyo/>)の右下にある「Related Publication」を参照されたい。

³ 「海外民間発行体」の定義に関する説明は**添付書類 B**に記載している。

本メモランダム目的において、「ライツ・オフリング」に対する言及は、以下の場合における持分証券の現金での募集及び売出しを意味するものとする⁴。

- 対象会社が特定種類の持分証券の既存の株主(それらの有価証券を裏付けとする預託証券の保有者を含む)に対して、当該クラスの有価証券を追加で購入又は引き受けることのできるライツを付与する場合。及び、
- 既存の株主が当初に購入できる追加株式の数が、基準日に保有されている有価証券の数に比例している場合。既存株主が預託証券を保有している場合、その割合は、原資産となる有価証券が直接保有されているものとして計算される。

現金を対価としない又は持株数に比例した形でないライツ・オフリング等の他の種類のライツ・オフリングが行われることもあるが、ルール 801 は、こうしたオフリングに利用することができない。

多くのライツ・オフリングは、引受会社団(以下「引受会社」という)によって引受けがなされる。これらの引受会社は、ライツ・オフリングにおいて権利行使されなかった株式数に対応する株式である「rump (失権株)」を購入することに合意する。一般的に、引受会社は失権株を新規投資家に販売する。ルール 801 は発行体にもみ利用可能であることから、そのような販売を対象とする SEC 登録を行っていない限り、引受会社は一般的に、米国証券法の登録要件を免除されるような方法で米国内における失権株の販売を行う必要がある。失権株の販売は、本メモランダムの対象外としている。

A. 登録義務

米国証券法第 5 条は、適用免除が利用可能でない限り、有価証券に対するすべての募集又は売出しの SEC への登録を義務付けている。したがって、適用免除が利用可能でない限り、ライツ・オフリングに関連して募集又は売出される全ての有価証券は、米国への募集もしくは売出しである場合、又はそのようにみなされる場合、米国証券法に基づき SEC に登録される必要がある。

米国証券法第 2 条(a)(3)に基づき、有価証券の「売出し」は、有価証券又は有価証券の権利の「有償による」売出し又は処分の全ての契約を含むと定義されており、「募集」は、有価証券又は有価証券の権利の「有償による」処分のいかなる企図もしくは申込み、又は購入の申込みの勧誘を含むと定義される。

一般的にライツ・オフリングにおいては、以下を区別する必要がある。

- 対象会社の持分証券を追加で購入又は引き受けることのできるライツの、対象会社による発行
- 株主又は譲受け人による、こうしたライツの行使

一般的に、株主によって対価が支払われないようなライツの発行は、ライツの分配が「有償」ではないため、米国証券法に基づき登録される必要はない。しかし、ライツの行使は通常、現金の支払いが条件となっている。そのために、適用免除が利用できない限り、米国証券法に基づく登録要件が生じることとなる。いかなる適用免除も利用できない場合には、ライツが行使される前に米国証券法に基づく有効な登録届出書が必要となる。実際には、ライツは応募期間の開始時に行使可能であるため、登録届出書はライツ・オフリングを開始した時点で有効となっている必要がある。

⁴ ルール 801 の目的上、「持分証券」という用語には、転換証券、ワラント、ライツ又はオプションを含まないものとする。

B. 「米国の管轄に服することとなる手段」は不可避であることが多い

ライツ・オフリングは、米国の管轄に服することとなる手段を利用せずに実行できる可能性がある。その場合には、米国証券法上の登録義務は生じない。しかし、「米国の管轄に服することとなる手段」は、広く解釈されており、たとえば以下のような場合を含む。

- 自社のウェブサイトへの文書の掲載も含め、取引関連文書を米国内において電子的又は物理的に利用可能にすること。
- 募集に関するコミュニケーションを米国内に向けて発信すること。
- 米国の証券アナリスト又は記者を取引に関する電話会議、会議又はその他の同様な行事への参加を許可すること。
- 米国からのライツの行使を許可すること。
- 募集において発行される有価証券を米国内に郵送すること。

さらにルール 801 に対する最近の改正との関連で、SEC は、米国の管轄に服することとなる手段の利用の回避を意図する将来の取引を注意深く精査する意図を有していることを明らかにした。

ほぼ全ての日本の上場企業は、米国居住者である株主を有する。日本の上場企業がライツ・オフリングを行う場合、米国の管轄に服することとなる手段の利用は不可避であろう。過去一貫して、株主の不平等取扱いを禁じる日本の会社法上の株主平等原則により、ほとんどのオフリングでは、日本の上場企業の米国株主をグループとして除外することはできない旨の日本法法律顧問助言を受けてきた。また、最近、幾人かの実務家から、ライツ・オフリングにおいて、特定の株主、たとえば米国株主に対して異なる取扱いをするという方法でライツの行使を制限することは、当該制限がその必要性及び適切性について十分な検討を行った結果、過度のコストや負担を避けるために注意深く考案されたものであれば、必ずしも株主平等の原則への違反を構成しないとの助言を受けている⁵。ただし、日本の当局はこの点につきより厳格な立場をとる可能性があるとも聞いており、この点についてはご留意されたい。

C. その他の代替案

ライツ・オフリングがより一般的である他の法域に存在する発行体は、ライツ・オフリングについての SEC への登録を回避するため、以下のような代替的手続を検討することがある。

- 米国保有者の参加を禁止する。
- 当該権利行使が米国証券法第 4 条(2)項の私募の要件を満たすよう、参加する米国保有者の人数及び類型を制限する手続を実施する。

こうした代替案は、日本におけるライツ・オフリングにおいても利用できる可能性はあるが、日本法の要件への対処、及び SEC 登録が義務付けられる米国公開買付けとみなされることの回避などを含め、注

⁵ 当職らは、日本におけるライツ・オフリングが広く受け入れられることを妨げる他の実務上の問題が存在すると理解している。たとえば、金融庁は、ライツ・オフリングの効力発生日前に目論見書を交付することを義務付けている。しかし、証券保管振替機構 (JASDEC) では、ライツ・オフリング基準日後の最初の営業日を効力発生日として扱っており、金融庁による目論見書の交付要件を満たすのは困難であるようにも思われる。これらの問題については、日本法顧問に相談されることをお勧めする。

意深く考案する必要がある。こうした代替案についての追加情報は本メモランダムを越えるため、必要な場合には当事務所までご連絡されたい。

D. SEC 登録

ライツ・オフリングを、米国証券法に基づき SEC に登録することも可能である。この方策は、日本の上場企業で既に米国に上場している、又は米国での上場を目指している企業には最も適切であるかもしれない。SEC に対する既存の報告義務のない対象会社にとっては、ライツ・オフリングの SEC への登録により重大な費用とあらかじめの準備期間が必要となると考えられ、一般的には以下の必要事項を含む。

- フォーム F-1 による登録届出書を SEC に提出すること。
- 登録届出書に、対象会社の財務諸表を含めること。当該財務諸表は、国際財務報告基準又は米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成され、又は適切な調整 (reconciliation) が添付されたものであること。
- 米国において一般に公正妥当と認められる監査基準に基づく財務諸表の監査を手配すること。
- 登録届出書には、ライツ・オフリングに関する開示情報、経営陣による検討及び分析並びに米国における有価証券の最初の上場又は公募の際の登録届出書に記載される開示情報に相当するその他の開示情報を含めること。
- 募集するライツが行使される前に、登録届出書に対する SEC のコメントに対応した上、SEC から効力発生命令を取得すること。

SEC への登録に続き、新規の登録者は以下を含む多くの継続的な要件に従うこととなる。

- フォーム 20-F による年次報告書及びその他の定期的な報告書を SEC に提出すること。
- 米国の海外腐敗行為防止法の要件を遵守すること。
- 場合によっては、内部統制の適切性に関する経営陣による認証及び独立監査という第 404 条に基づく要件を含め、米国のサーベンス・オクスリー法の要件を遵守すること。

II. ルール 801 に基づく免除

ルール 801 は、ライツ・オフリングが以下の全ての条件を満たす場合には、米国証券法第 5 条の登録義務から免除する。

- 米国保有の制限
- 米国株主の平等な取扱い
- 情報提供文書
- 証券の適格性
- ライツの譲渡可能性についての制限

- レジエント⁶

A. 米国保有にかかる制限

ルール 801 は、米国保有者(定義は後述する)が発行済株式総数の 10%超を保有していないときのみ、ライツ・オフリングに適用される。

米国保有者保有率は、以下のとおり判定される。

- **計算基準日** 保有率は、一般に、ライツ・オフリングの基準日前 60 日以内及び基準日後 30 日以内の 90 日間のある日付において計算される必要がある。実際には、この計算は、ライツ・オフリングの発表の前、すなわち、基準日の前の 60 日間に完了している必要がある。
- **米国保有者の判定** ルール 801 は、(i) 米国保有者が保有する対象有価証券の株式数(分子)の、(ii) 対象有価証券の発行済株式総数(分母)に対する割合(百分率)を定めている。金庫株は、分子及び分母から除かれる。

対象会社が例外的な理由によりルックスルー分析を行うことができないような限定的な場合には、ルール 801 は、代替的な「1 日当たり平均取引量」テストに基づいて行う判定を認めている。

ルール 801 の解釈上、「米国保有者」とは、米国に居住している有価証券保有者をいい、一般に米国内で組織又は設立された団体を含む。ルール 801 は、米国保有者による実質保有を判定するため、免除に依拠する団体に対し、名簿上の保有者に問い合わせ、また公的な実質保有者の届出を確認することを義務付けている。

注:米国保有者保有率の判定方法は、複雑なものである。添付書類 C においてその方法の詳細を説明する。

B. 平等な取り扱い

ルール 801 は、対象会社の有価証券の米国保有者がかかる有価証券の他の保有者と同等以上の条件でライツ・オフリングへの参加を認められる場合にのみ、適用がある。

C. 情報提供にかかる文書

ルール 801 は、情報提供文書に関する要件を含んでいる。「情報提供文書」という用語は、ルール 801 では定義されていないものの、この用語は、一般に、対象会社がライツ・オフリングに関し対象有価証券の保有者に対し出版その他の方法で配布するあらゆる文書(又はそれらに対する修正)を含むものと読むことができる。また、ライツ・オフリングには触れていないが、対象となる有価証券の保有者が行う投資判断に関連する決算発表のような文書も含む可能性がある。

ルール 801 は、情報提供文書の提出及び交付に関して次のような要件を規定している。

⁶ ルール 801 を利用する際には、以下の点に留意することが重要である。(i) ルール 801 は、1940 年米国投資会社法(その後の改正を含む。)に基づく登録が義務付けられている投資会社については利用できない。(ii) 技術的にはルール 801 の免除に適合する取引又は一連の取引であっても、当該取引又は一連の取引が単に登録を回避するためのスキームである場合には、登録義務に服することになる。(iii) ルール 801 は、有価証券の発行体を免除するものであって、発行体の関連会社や、発行体の有価証券の再売出しを行うその他の者を免除するものではない。

- **EDGAR による電子的提出** ルール 801 に基づき、情報提供文書は、SEC の電子的データ収集分析検索 (EDGAR) システムを介して電子的にフォーム CB により提出されなければならない。提出は出版又は配布後の翌営業日迄に行わなくてはならない。フォーム CB には、当該取引に関連して募集者もしくは対象会社により日本の法令に従って公に入手可能な状態とすることが求められている、又はそのようにされている報告もしくは情報について、その英訳 (又は許されている場合、英語による要約) を記載する必要がある。
- **フォーム CB の提出** フォーム CB の提出に関しては、以下の点に留意すべきである。
 - フォーム CB を電子的に提出するためには、適切な EDGAR コードをあらかじめ取得する必要がある。当事務所は、かかるコードを取得することはできるが、通常、委任状が必要となる。委任状のサンプルについては、**添付書類 D** をご参照いただきたい。
 - フォーム CB は、情報提供文書の英訳 (又は許される場合には英語による要約) を添付するカバーシートである。フォーム CB のコピーについては、**添付書類 E** をご参照いただきたい。
 - 公表又はその他配布はなされていないが、対象証券の保有者が入手可能な特定の文書については、完全な英訳ではなく、英語による要約が認められる場合がある。
 - 日本におけるライツ・オフリング一件に対して必要なフォーム CB は通常一部のみであるが、補足的な情報提供文書が発表されるたびに、その訂正を提供しなければならない。
 - フォーム CB は、SEC に提供される (furnish) ものものであって、提出される (file) ものではない。それゆえ、1934 年証券取引所法 (その後の改正を含む。以下「**取引所法**」という) 第 18 条⁷ に基づく潜在的責任を伴わない。また、フォーム CB の提出は、米国証券法に基づく登録を構成しない。
- **同等の方法による米国保有者への配布** 情報提供文書は、日本において有価証券保有者に提供されるのと同様の方法で、英語により米国保有者に対しても配布されなければならない。
- **米国保有者への告知が合理的に企図された出版** 情報提供文書が日本において出版により配布される場合には、当該文書は、米国においても米国保有者に対し当該募集を告知することが合理的に企図された方法により出版されなければならない。
- **情報提供文書におけるレジェンド** 米国保有者に対して出版又は配布される情報提供文書 (フォーム CB にカバーされて提供される文書を含む) の表紙その他の目立つ箇所に、レジェンド (注意書き) を記載しなくてはならない。レジェンドのサンプルについては、**添付書類 F** をご参照いただきたい。

D. 有価証券の適格性

ライツ・オフリングにおいて募集される有価証券は、米国内の募集対象者によって直接に保有される、又は米国預託証券 (ADR) を通じて間接的に保有される有価証券と同種類の持分証券でなければならない。

⁷ 第 18 条は、取引所法に基づいて SEC に提出された文書に虚偽又は誤解を生じさせる記述があった場合、被告が善意により行動し、かつ当該記述が虚偽又は誤解を生じさせるものであったことを知らなかった旨を立証しない限り、生じた一定の損害に対して賠償責任が発生する旨を規定している。なお、以下に記すとおり、フォーム CB の提出は、米国の連邦及び各州の詐欺防止法の対象となる。

E. ライツの譲渡可能性に対する制限

ライツの条件は、米国証券法に基づくレギュレーション S に準拠する場合を除き、米国保有者によるライツの譲渡を禁止しなければならない。

ライツ・オフリングにおいて募集されるライツの原資産である株式が、ルール 801 の取引以前に米国保有者の手中にある、ルール 144 によって定義される「制限有価証券」である限りにおいて、当該取引において当該保有者が取得する株式もまた「制限有価証券」となることに留意すべきである。SEC は、その採択リリースにおいて、対象会社と関係を有していない米国株主は、その時点で非制限株式を保有している場合、ライツ・オフリングにおいて制限有価証券を受け入れることが義務付けられるべきでない旨、納得していると指摘する。しかしながら、SEC は、米国株主がその取引前に制限株式を保有している場合には、その取引において制限株式を受け取るよう義務付けることは適切であろうと説明している。

F. 送達代理人

対象会社は、最初にフォーム CB を提出すると同時に、フォーム F-X を SEC に提出しなくてはならない(ただし、その後フォーム CB の訂正を提出する際には、通常フォーム F-X は提出しない)。フォーム F-X は、EDGAR を通じて電子的に提供されなければならない。

対象会社はフォーム F-X において、米国裁判所の管轄権に従い、米国内における送達代理人を選任する。かかる選任は、通常、対応するフォーム CB の最終訂正日から少なくとも 6 年間は維持されなければならない。対象会社の米国子会社又は専門のサービス業者が、通常フォーム F-X の送達代理人として選任される。ご要望により、当事務所は専門のサービス業者をご紹介することもできる。フォーム F-X のコピーについては、添付書類 G をご参照いただきたい。

III. 適用の可能性があるその他の米国法

取引が SEC に登録される、又はルール 801 に基づき適用除外となる場合であっても、以下に述べるその他の米国法がライツ・オフリングに適用される可能性がある。しかし、ライツ・オフリングが SEC に登録される取引当事者が米国の登録会社である、ないし米国上場を維持している、のいずれかに該当する場合には、ここに議論されていないその他のルールやレギュレーションも適用可能性があることがあることに留意されたい。

A. 取引所法に基づくレギュレーション M

取引所法に基づくレギュレーション M は、一般的に、「分売」への参加者(発行者及びその関連する購入者を含む)が、該当する「制限期間」の間において、「対象有価証券」に対し入札し、購入し、又は入札もしくは購入の勧誘を行うことを禁じている。レギュレーション M は、一般に、有価証券の分売に対して適用されるものであり、レギュレーション M を遵守するためには、特別な手続きを実施する必要があるかもしれない。たとえば、日本の発行体は、自己株の買付け又は類似のプログラムを終了又は停止する必要がある可能性がある。制限期間は、一般的に、ライツ・オフリングの価格決定の 1 営業日前に開始し、ライツ分売の完了に伴い終了する。

募集者が金融機関であるライツ・オフリングに関して、こうしたタイプの募集者がしばしばその通常業務の一部として有価証券取引を行っていることから、レギュレーション M について特別の注意が払われ

るべきである。レギュレーション M は、これらの種類の募集者に対する一定の特別の例外を盛り込んでいるが、これらの例外はしばしば全ての通常業務を十分に対象とする程広範囲ではなく、SEC との追加の協議が必要となる可能性がある。

B. 州の「ブルースカイ」登録要件

ライツ・オフリングをルール 801 の免除規定に従って行う場合、米国各州の証券諸法、すなわち各州の「ブルー・スカイ」法を遵守している(又は免除を受けている)ことを確認する必要がある。ルール 801 において、ライツ・オフリングの登録又は適格化を義務付けている州又は法域における株主に対して、当該ライツ・オフリングを行うことを対象会社は義務付けられているわけではないが、日本の会社法による株主平等の基本的原則により、株主のかかる不平等な取扱いが禁じられているため、不可能であると当職らは考えている。このような状況においては、ブルー・スカイ法による届出が必要になると思われるが、当事務所がその手配を行うことは可能である。

C. 詐欺防止法

米国連邦法及び各州法は、有価証券の売買に関して、市場操作、詐欺、誤解を招く説明又は説明の脱漏を禁じている。

D. 取引所法第 12 条(g)

取引所法第 12 条(g)項は、発行体の持分証券⁸のあるクラスに関して、会計年度末現在における当該有価証券の名簿上の全世界の保有者数が 500 名以上で、かつその資産額が 1,000 万ドル以上である場合、SEC に対してその会計年度の終了後 120 日以内に登録届出書を提出することを発行体に義務付けている。SEC 報告企業でない海外民間発行体は一般に、以下のいずれかを満たす場合には、第 12 条(g)項による登録義務を免除される。

- 会計年度末現在において持分証券の米国実質保有者が 300 名未満である場合。
- 取引所法に基づくルール 12g3-2(b)による適用除外を確立し、維持している場合⁹。

ライツ・オフリングその他の結果として、対象会社の持分証券の対象クラスの米国実質保有者が 300 名以上(かつ名簿上の株主が全世界ベースで 500 名以上かつ資産が 1,000 万米ドル以上)となった場合には、対象会社は、第 12 条(g)の登録義務について、ルール 12g3-2(b)による免除の資格を得ることが有益かどうか検討することになる。SEC 報告会社ではない海外民間発行体は、米国外での上場及び一定の米国外での開示文書の英語による電子的公表の維持に関する一定の要件を満たす限りにおいて、自動的にルール 12g3-2(b)による免除を主張することができる。

⁸ ルール 801 の解釈上、「持分証券」という用語は転換証券、ワラント、ライツ又はオプションを含まないが、第 12 条(g)項の解釈上、これらの商品はしばしば持分証券の種類とみなされる。ライツが対象会社の会計年度終了前に発行され、それらのライツの権利行使期間が 120 日間を超えて有効である場合、第 12 条(g)項の含意についてどのように対応すべきかを検討する必要に至る可能性がある。

⁹ ルール 12g3-2(b)の要件及び 2008 年 10 月 10 日に効力を生じた当該ルールの改正に関する当事務所のメモランダムについては、<http://www.davispolk.com/offices/tokyo/>の「Related Publication」に掲載されている「Amendments to Rule 12g3-2(b): The Foreign Private Issuer Exemption」及びその参考和訳「ルール 12g3-2(b)の改訂:海外民間発行体の適用除外」をご参照いただきたい。

* * * * *

本メモランダムで検討されている事項に関しご質問がございましたら、以下の担当者又は当事務所の通常の連絡先までご相談ください。

セオドア・A・パラダイス

電話: 03-5561-4430

eメール: theodore.paradise@davispolk.com

ユージン・C・グレゴア

電話: 03-5561-4566

eメール: eugene.gregor@davispolk.com

マイケル・T・ダン

電話: 03-5561-4433

eメール: michael.dunn@davispolk.com

杉山 浩司

電話: 03-5561-4564

eメール: hiroshi.sugiyama@davispolk.com

本メモランダムは、一般的な情報提供のみを目的としたサマリーであり、本件に関する完全な分析ではなく、またリーガル・アドバイスとして依拠されるべきものではありません。また、本文は英語原文の参考和訳であり、本文と原文の内容に相違がある場合には原文が優先します。

日本の会社によるライツ・オフリングに関する実務上の留意点

- 取引発表の相当以前から十分に検討すること。ライツ・オフリングが SEC に登録されるか適用免除されるかに関わらず、米国証券法や他の証券法について検討すべき問題が多数存在する。計画支援のため、当該発表日に十分に先立って当事務所にご連絡いただきたい。
- 米国保有者の人数を確認するために援助を受けること。米国保有者の確認のために専門のサービス・プロバイダーを雇うことを検討する。
- コンティンジェンシー・プランを準備すること。ルール 801 が適用できないことが判明した場合には、当該ライツ・オフリングをキャンセルするか、又は米国証券法に従って当該ライツ・オフリングを登録するかのいずれかに決定する必要がある。もし、SEC への登録が現実的な選択肢であるならば、それは当該ライツ・オフリングのスケジュールに多大な影響を与えることになり、また重要な追加的計画、費用及び活動を必要とすることになるだろう。
- 通信の日付及び内容を決定すること。ライツ・オフリングに関する通信について事前に計画することは重要である。ルール 801 の免除に依拠する予定である場合には、SEC へ情報提供文書を提出する義務が公表と同時に開始することになり、かつ文書を出版により配布する場合には、ウォール・ストリート・ジャーナルなどの米国の出版物にスペースを確保し、また活字組み、メディア及び制作業務をコーディネートする広告会社を雇うためのアレンジが必要となる。
- 提出のために印刷業者の支援を手配すること。情報提供文書を EDGAR のフォーマットに変換し、それを電子的に提出するためには、フィナンシャル・プリンターに依頼する必要がある。EDGAR コードを事前に取得しなければならないであろうし、状況によっては翻訳者も必要となるであろう。当事務所は、フィナンシャル・プリンターや翻訳者の紹介、また EDGAR コードの取得について支援することが可能である。
- 送達代理人を手配すること。ルール 801 による免除に依拠する予定である場合には、フォーム F-X の電子的な提出前に、送達代理人を手配する必要がある。かかる代理人は、対象会社の米国関連会社又は専門のサービス業者でも差し支えない。

海外民間発行体の定義

1933 年米国証券法(その後の改正を含む。以下「証券法」という)に基づくルール 405 により、「海外民間発行体」とは、以下を意味する。

海外民間発行体 (1) 海外民間発行体とは、外国政府以外の海外発行体で、その直近に終了した第 2 会計四半期の最終営業日現在で以下の条件を満たす発行体を除いた発行体を意味する。

- (i) その発行済み議決権付証券の 50%超が直接的又は間接的に米国居住者によって名簿上で保有されている発行体、かつ
- (ii) 以下のいずれかに該当するもの。
 - (A) その役員又は取締役の過半数が米国国民又は米国居住者である。
 - (B) その発行体の資産の 50%超が米国内に存在する。又は、
 - (C) 発行体の事業が主として米国内で管理されている。
- (2) 証券取引委員会に新規に登録する企業の場合、発行体が海外民間発行体であるかどうかの判定は、証券法又は取引所法のいずれかに基づく当該発行体の初回登録届出書の提出に先立つ 30 日以内の日付で行われるものとする。
- (3) 発行体がいったん海外民間発行体としての資格を取得すれば、当該発行体は、海外民間発行体のために指定されたフォームとルールを利用することが直ちに可能となり、その直近に終了する第 2 会計四半期末において当該ステータスの資格を喪失するまでこれが継続する。発行体が海外民間発行体としての資格を喪失したと判定した場合、判定日後に到来する会計年度の最初の日以降、海外民間発行体のために指定されたフォームとルールを利用するための適格性を喪失する。発行体が海外民間発行体としてのステータスをいったん喪失すれば、第 2 会計四半期の最終営業日現在で海外民間発行体のステータスの要件を満たさない限り、その資格を喪失したままとなる。

* * * * *

この定義のパラグラフ(1)i に対するインストラクション¹⁰ 米国居住者が保有する発行済議決権付証券の比率を決定するためには、以下に従う必要がある。

¹⁰ 「海外民間発行体」の定義は、2008 年 12 月 6 日に発効したリリース No. 33-8959 によって改正された (<http://www.sec.gov/rules/final/2008/33-8959.pdf> を参照されたい)。当該リリースが曖昧であるため、証券法編集資料の幾つかかでは、このインストラクションが誤って削除されている。当職らは、当該定義に関して、このインストラクションは上記のとおり形で維持されることを SEC 職員と確認している。

- A. 取引所法に基づくルール 12g3-2(a)における名簿上の保有者算定方法を用いる。ただし、米国内に居住する顧客の勘定で保有される株式数についての照会が、以下に所在するブローカー、ディーラー、銀行及びその他のノミニーに限られる場合を除く。
- (1) 米国、
 - (2) 発行体が設立された法域、及び
 - (3) 発行体の議決権付証券に関する主たる取引市場である法域(設立された法域と異なる場合)
- B. 照会のために合理的な努力を払った後も、発行体が、米国内に居住する顧客の勘定で保有される株式数についての情報を得られない場合には、この定義の目的上、顧客はノミニーがその主たる営業所を持つ法域の居住者であると推定することができる。
- C. 発行体に提供され、又は公に提出された受益保有権の報告に報告されているとおり、さらにその他発行体に提出された情報に基づいて、米国居住者が受益的に保有する議決権付証券の数を計算する。

米国株主の保有率の判定方法

ルール 801 に基づく適用除外に関する、米国保有者とその保有率の判定方法は、要約すると以下のとおりとなる。

米国株主の保有率は、以下のように判定される。

- **計算基準日** 当該保有率は、一般に、ライツ・オフリングの基準日前 60 日以内及び基準日後 30 日以内の 90 日間内のある日付において計算される。実際には、この計算は、ライツ・オフリングの発表の前、すなわち、基準日の前の 60 日間に完了している必要がある。
- **米国保有者の判定** 保有率は、(i) 米国保有者が保有する対象有価証券の株式数(分子)を、(ii) 対象有価証券の発行済株式総数(分母)で除した数を百分率にて表した割合によって計算される。金庫株は、分子並びに分母から除外される。

対象会社が例外的な理由によりルックスルー分析を行えないような限定的な場合には、ルール 801 は、代替的な「1 日当たり平均取引量」テストに基づいて行う判定を認めている。

以下は、ライツ・オフリングに関しルール 801 に基づき米国保有者の保有率を判定する方法と、代替的な 1 日当たり平均取引量テストの詳細な説明である。

I. 計算基準日

ルール 801 における米国保有者かどうかの判定は、ライツ・オフリングの基準日前 60 日以内かつ基準日後 30 日以内の 90 日間内のある日付において、対象有価証券の実質保有者の名簿に基づいて行われる。次のいずれかの場合には、当該判定は一般にかかる 90 日間内において行われる必要がある¹¹。

- 90 日間内の日付における対象有価証券の一般名簿が入手できる場合。すなわち、会計年度末を(日本の発行体にとって一般的である)3 月 31 日と仮定すると、一般名簿は、一般に、(i) 3 月 1 日から 5 月 30 日までの間及び(ii) 8 月 31 日から 11 月 29 日までの間のライツ・オフリングの基準日に利用できることになる。
- 当該 90 日間内の日付における対象有価証券の特別名簿が利用可能となっている場合、又は利用可能とすることができる場合。この場合は事前の計画と少なくとも 9 営業日前の事前通知が必要である¹²。

¹¹ 証券法に基づくルール 800(h)(1)は、米国株主の計算方法について、ルール 801 に基づくライツ・オフリングにおける基準日時点でなさなければならないことを意味しているようにも読み取れる。しかし、採択リリースの脚注 47 では、ルール 801 に基づくライツ・オフリングに対しては 90 日間が適用されることが明確にされている。

¹² 特別名簿申請は、申請される対象有価証券の基準日から少なくとも 9 営業日前までに JASDEC に対してなされなければならないと当職らは理解している。当職らは、ある取引提案を SEC へ登録する必要があるかどうかを判定するために特別名簿を申請することができるかと聞いている。ただし、こうした申請は、かかる取引提案に関する情報が外部に漏れるリスクを増大させる。

II. 米国保有者の判定

ルール 801 の適用除外は、米国保有者の判定をどのようにすべきかについて曖昧な部分がある。以下は、当職らが一般的に合理的と考えられるであろう方法について記載している¹³。有価証券は、発行体自身が維持している、又は発行体のために維持されている名簿上において、当該有価証券の保有者と特定できる者により、名簿上保有されているとみなされる。90 日間のある日付における対象会社の証券名簿に基づくと、名簿上の保有者は、まず以下のいずれか 1 つに分類される。

- *関係ブローカー、ディーラー、銀行又はノミニー* 日本又は米国内に所在するブローカー、ディーラー、銀行又はノミニー(以下それぞれ「**関係ブローカー、ディーラー、銀行又はノミニー**」という)¹⁴。
- *その他の保有者* その他の分類に属する保有者
- *不明確な場合* 特定のライツ・オフリングに関する事実及び状況を前提として、回答が明確ではない場合には、以下のようにみなすことが合理的である。
 - 以下のような場合には、*関係ブローカー、ディーラー、銀行又はノミニー*として取り扱う。
 - 不合理な負担なしにその地位が*関係ブローカー、ディーラー、銀行又はノミニー*であることが確認できる場合。ただし、状況によって、この基準は大保有者の地位の確認に多大な努力を要する可能性がある。
 - 名称その他から*関係ブローカー、ディーラー、銀行又はノミニー*であると推察できる場合。
 - その他の団体は、「*その他の保有者*」として取り扱う。

前述したところに基づき、かつ以下に述べる例外を前提として、ルール 801 の目的上、米国保有者が保有する対象有価証券の数は、一般に以下のとおり決定される。

- *関係ブローカー、ディーラー、銀行又はノミニー* *関係ブローカー、ディーラー、銀行又はノミニー*が米国内に居住する顧客のために名簿上保有する有価証券は、米国保有者が保有するものとして算定しなくてはならない。したがって、*関係ブローカー、ディーラー、銀行又はノミニー*が名簿上の有価証券の保有者となっている場合、米国内に居住する顧客のために保有する有価証券の数について直接照会する必要がある。合理的な照会の努力を払っても¹⁵米国内に居住する顧客のために保有する有価証券の数に関する情報が得られない場合には、当該顧客は*関係ブローカー、ディーラー、銀行又はノミニー*が主要な営業所を有する法域の居住者であると一般に取り扱われることになる。

¹³ SEC は、米国保有者の判定が株主調査会社によってなされることは要求していない。しかし、仮にそのような調査会社を雇い、当該取引において SEC への登録が必要であるとの調査結果が出た場合には、当該結果内容を事後的に無視することはできない。

¹⁴ この分類は、対象会社が日本において設立され、日本に主たる取引市場を持つことを前提としている。当説明は、他の状況においては異なる可能性がある。米国証券法に基づくルール 800(h)(3)を参照されたい。

¹⁵ 「合理的な照会の努力」の意味は解釈の必要があるが、そのような照会とは実用的でありかつ不合理に高額な費用や長い時間がかからないものである。一方、米国居住者が実質的な保有権もしくは支配権を持つことが知られている又はそれが明らかな場合には、さらなる確認作業に着手することが必要となる。ブローカー、ディーラー、銀行又はノミニーにより提供される情報に誠実に依拠することは認められている。なお、ブローカー、ディーラー、銀行又はノミニーに対して照会することは、計画されている取引の情報漏れのリスクを高めることとなる点には留意されたい。

- **その他の保有者** 実質保有者の名簿上で米国の住所を有する「その他の保有者」が名簿上保有する有価証券は、米国保有者が保有するものと算定しなくてはならない。その他の団体又は個人が名簿上保有する有価証券は、米国保有者以外の保有者が保有するものと一般に算定できる。

米国保有者の算定に当たっては、下記に述べる例外に従い、さらに、有価証券が米国居住者によって保有されていることを示す利用可能な実質保有者情報が存在していないことを確認する必要がある。しかし、一般的には上記したその他の保有者もしくは関係ブローカー、ディーラー、銀行又はノミニーの顧客をルック・スルーする必要はない。その他の保有者又は顧客が米国以外で設立もしくは組織された法人又はパートナーシップである場合には、彼らの保有する有価証券は、合理的な調査¹⁶が明らかにするか、又は当該団体がレギュレーション S¹⁷のルール 902(k)に基づく「米国人」であることが既に知られていない限り、彼らが保有する有価証券は米国保有者以外の保有者によって所有されていると推定することが一般的に受け入れられると、当事務所は考えている。米国外で組織された一部の団体は、ルール 902(k)に基づき「米国人」とみなされることがある。例えば、いずれか米国外の法域における法律に基づき組織もしくは設立されているパートナーシップ又は法人は、それが自然人、エステートもしくはトラストではない一定の「適格投資家」によって組織され、又は設立され、かつ所有されていない限り、それが米国証券法に基づき登録されていない有価証券に主として投資する目的で米国人によって設立されている場合は、「米国人」とみなされるだろう。

米国保有者が保有する対象有価証券の数を算定する目的において、米国保有者の保有率の決定は、以下の例外を前提とする。

- **公的報告書及びその他の既知の保有者** 公的に提出された実質保有者の報告又はその他の方法で提供された情報によって、ある有価証券が米国居住者により保有されていると示された場合には、当該有価証券は米国保有者が保有するものと算定されなければならない。米国保有者が保有している数を算定する際には、公的に提出された実質保有者の報告又はその他の方法で対象会社に提供されもしくは入手可能な情報を検討する必要がある¹⁸。ルールからは、ルール 801 における米国人保有者の比率算定の(前ではなく)後になって、米国保有者が 10%超であることを示す実質保有者の情報が明らかになるか又は知られるところとなった時、SEC がどの程

¹⁶ 「合理的な調査」は、大保有者、又は潜在的な米国保有がより大きいことから、有名なタックス・ヘイブんに組織又は設立されている団体のステータスを確認するためには、より大きな努力を必要とするだろう。

¹⁷ レギュレーション S のルール 902(k)においては、「米国人」には以下が含まれる。(i) 米国に居住する自然人、(ii) 米国の法に基づき組織された、又は設立されたパートナーシップ及び法人、(iii) 受託者又は管財人が米国人であるトラスト及びエステート、(iv) 米国内に所在する外国法人の機関又は支店、(v) 米国人の勘定又は米国人を受益者とするディーラー又はその他の受託者によって保有される非一任勘定(トラスト又はエステート以外)、(vi) 米国において組織され、設立され又は(個人の場合は)居住するディーラーもしくはその他の受託者によって保有される一任勘定、及び (vii) (x) いずれかの外国法域における法律に基づき組織され、又は設立された、かつ (y) 自然人、エステート又はトラストではない適格投資家(米国証券法のルール 501(a)によって定義されている)によって組織され、設立され又は所有されていない限り、米国証券法に基づき登録されていない有価証券に対する投資を主たる目的として米国人によって設立されたパートナーシップ又は法人。前の文章における「適格投資家」という用語には、一定の銀行、保険会社、投資会社、従業員福利制度、慈善団体、法人、パートナーシップ及びその全ての純資産の持ち主が適格投資家である企業を含んでいる。

¹⁸ 「実質保有者」の概念は、ルール 801 において明確に定義されていない。しかし、取引所法ルール 13d-3 の下で、「実質保有者」とは、あらゆる約束、理解又はその他を通じて直接又は間接的に以下のいずれかの権限を有し、あるいは共有するあらゆる者を含む。(i) 対象有価証券の議決権を行使する権利又は議決権の行使を指示する権利を含む議決に関する権限。(ii) 対象有価証券を処分する権利又は処分を指示する権利を含む投資に関する権限。(iii) 対象有価証券の実質保有権を取得する権限。ルール 13d-3 において規定される基準をここで目的において適用できるかどうかは明確ではないが、ルール 13d-3 タイプの情報を追跡している米国外で届け出られている報告書及びその他の情報は、ルール 801 の解釈上考慮されるべきであると当事務所は考えている。当然のことながら、米国にて届出られている報告書により報告される実質保有者も考慮されるべきである。

度、もとの算定を許容するかは定かではない。当事務所では、米国保有者が 10%超であることを示す情報が入手可能になる、又は既知となる前に取引の公表が行われた場合には、当初の算定が許容されることになると考えている。逆に、その情報が公表に先立って入手可能になる、又は既知となった場合には、同様に考えられるかどうかは不明確であると思われる¹⁹。

- **既知の議決権信託** 議決権信託、預託契約又は類似の取決めの対象となっていると知られている有価証券は、議決権信託書、預託証書、受領書、又は同様の保有権の証憑の名簿上の保有者が保有するものとされなければならない。
- **ADR プログラム及び転換証券** 対象有価証券に転換可能な米国預託証券の原資産である有価証券は、米国保有者が保有する有価証券数を計算する場合には含まれるべきである。したがって、スポンサー付き及びスポンサーなしの ADR プログラムの存在を確認することが望ましい²⁰。SEC は、関係ブローカー、ディーラー、銀行又はノミニーが米国内に居住する顧客のために名簿上保有する ADR は、米国保有者が保有するものとして算定しなくてはならないとの見解を示している。そのため、名簿上 ADR が関係ブローカー、ディーラー、銀行又はノミニーにより保有されている場合には、それぞれに直接照会する必要がある。ワラント、オプション及び転換証券のように対象有価証券に転換又は交換可能なその他の種類の既発行の有価証券は、通常この算定に含める必要はない。
- **主に登録義務を回避する方法で保有している場合** 主として米国証券法の登録義務を回避するために、特別な方法で保有していることが知られている有価証券は、当該有価証券の実質保有者によって名簿上保有されているとみなされる。
- **その他** ルール 902(k)に基づき「米国人」である海外の代理店、支店もしくは駐在員事務所又は法人が保有する有価証券について、米国保有者が保有しているものとして算定されるべきであるかは、法律顧問に相談されるべきである。

III. 代替的な 1 日当たり平均取引量テスト

対象会社が添付書類 C の I 又は II に記載されたルクスルー分析を実施することができないような限定的な場合(日本の発行体の場合は、通常、敵対的な取引の場合に限られる)には、ルール 801 の目的において、代替的な 1 日当たり平均取引量(以下「**1 日当たり平均取引量**」)というテストに基づく算定が認められることがある。SEC は、直近の改正の採択リリースにおいて、対象会社がルクスルー分析を実施できないことは事実と状況によることになるが、「ルクスルー分析への時間と資源を投入しなければならないという必要性だけが、買い手が分析不能であると決定する要因となるものではない」と警告した。

¹⁹ 当職らは、日本においてルール 13d-3 のタイプの実質保有者の報告に相当するルールはないと理解している。日本法においては、名簿上の保有者及び一定の実質保有者は、日本の上場企業における保有率が 5%以上であり、以後 1%以上の変更をする場合に、大量保有報告書の提出を義務付けられている。当職らはかかる報告において「名簿上の保有者」と「実質保有者」とを区別する実効的な方法はないと理解している。したがって、対象会社の 10%超の保有を示す米国保有者によってファイルされる大量保有報告書の存在は、ルール 801 の適用除外の目的としては好ましい事実とはならないだろうが、決定的な事実とはならないかもしれない。

²⁰ 当事務所では、以下の名簿上の保有者が、預託銀行の名義人として ADR プログラムを維持していると理解している:(i) モックスレイ・アンド・カンパニー、(ii) ナツクムコ、(iii) ヒーロー・アンド・カンパニー、(iv) デポジタリー・ノミニーズ・インコーポレーション、(v) ドイチェバンク・ラストカンパニー・アメリカズ。スポンサーなしの ADR プラグラムがある発行体に設定されているかどうかを判断するには、SEC ウェブサイト (<http://www.sec.gov/edgar/searchedgar/companysearch.html>) を参照) でフォーム F-6 のファイリングを探すことも可能である。

株主名簿が年間の決まったタイミングでしか作成されず、他の手段では入手できないような法域においては、以下の場合に代替的な1日当たり平均取引音量テストを利用できるとSECは勧告した。

- 当該情報が90日間の期間外の日付現在でしか入手できず、取引の当事者がより最新の情報にアクセスがないと想定される場合²¹。
- 米国外の法域における法の下で、ノミニーが、その保有している対象有価証券の実質保有者につき、実質保有者の居住国の情報を含む実質保有者に関する情報を公開することを禁止されている場合。

対象会社が「ルックスルー」分析を実施することができない場合には、以下の各項目が真実である限り、米国保有者は対象有価証券の10%超を保有していないものとみなされる。

- *米国外の主たる取引市場* 発行体は、米国以外の法域における1つ又は複数の取引所で対象有価証券の上場を維持しており、それが(単独で又は他の海外法域における取引と共に)当該有価証券の主たる取引市場を構成していること²²。
- *米国の1日当たり平均取引量が10%未満* ライツ・オファリング基準日の60日前以降に終了する直近の12カ月間において、米国における対象有価証券の1日当たり平均取引量が、当該証券の全世界における1日当たり平均取引量の10%未満であること。
- *米国保有率が10%である旨の記載がないこと* 発行体の本国の法域の証券当局、SEC又は対象有価証券が取引されたいずれかの法域の証券当局に発行体が提出した最新の年次報告書又は情報において、米国保有者が対象有価証券の10%超を保有していることが示されていないこと。
- *米国保有率が10%である旨を認識していないこと* 対象会社が、米国保有者の対象有価証券の保有率が10%超であることを知らないこと。この目的において、対象会社は以下の情報を知っているものとみなされる。
 - *公的に入手できる情報及びSECもしくは発行体が設立されている、又は主たる取引市場のある法域における規制当局に提出されている情報*
 - *他の合理的に信頼できる情報源から獲得する又は容易に入手できる情報*

²¹当職らは、JASDECが、対象会社からの要請に応じて、いかなる日付においても対象会社の有価証券の特別名簿を作成すると聞いている。そのため、日本の発行体が1日当たり平均取引音量テストを利用できる場合は、通常、敵対的な取引の場合に限られる。

²²「主たる取引市場」を構成するためには、直近の12カ月間に少なくとも55%の取引が、単一の米国外の法域又は2カ所を超えない米国外の法域における証券市場もしくは市場のファシリティにおいて、又はファシリティを介して取引される必要がある。取引を55%以上の水準に到達させる目的で、2つの米国外法域における対象有価証券の取引を合算する場合、2つのうち少なくとも1つの米国外法域における有価証券の取引は、米国における有価証券取引よりも多くなければならない。「主たる取引市場」の取引を判断するには、本適用除外の対象となるクラスの証券の1日当たり平均取引量(ADTV)を用い、全世界における1日当たり平均取引量(分母)に対し、該当する市場における当該クラスの証券の1日当たり平均取引量(分子)を比較する。分子の計算に当たっては、該当する米国外法域における証券取引所取引だけを含めるか、証券取引所取引及び証券取引所外取引の双方を含めるかを選択できる。証券取引所外取引を分子に含める場合には分母にも含める必要があり、分母は以下の合計となる。(i) 米国における1日当たり平均取引量として、米国内における証券取引所取引及び証券取引所外取引の双方と、これに加え、(ii) 米国以外の1日当たり平均取引量として、米国以外の証券取引所取引、及び分子に含めたあらゆる証券取引所外取引。義務ではないが、発行体は分母に他の米国以外の法域における取引所外取引を含むこともできる。

必要な EDGAR コードを得るための委任状

[日付]

Re:[会社名]

Securities Exchange Commission
Filer Support Branch
100 F Street, NE
Washington, D.C. 20549-0609

各位:

[会社名](以下、「会社」とします)の私、_____は、フォーム ID の提出に関連して、会社に代わりフォーム ID を提出し、フォーム ID に関する代理人として行動することについて、デービス・ポーク・アンド・ウオードウェル LLP の[氏名]又は他の職員を代理人と定め、これを委任いたします。

敬具
[氏名]
[役職]

**Form CB and Instructions
for Submitting Informational Documents²³**

**UNITED STATES SECURITIES
AND EXCHANGE COMMISSION
Washington, D.C. 20549**

Form CB

**TENDER OFFER/RIGHTS OFFERING NOTIFICATION
FORM (AMENDMENT NO. _____)**

Please place an X in the box(es) to designate the appropriate rule provision(s) relied upon to file this Form:

- | | |
|---|--------------------------|
| Securities Act Rule 801 (Rights Offering) | <input type="checkbox"/> |
| Securities Act Rule 801 (Exchange Offer) | <input type="checkbox"/> |
| Exchange Act Rule 13e-4(h)(8) (Issuer Tender Offer) | <input type="checkbox"/> |
| Exchange Act Rule 14d-1(c) (Third Party Tender Offer) | <input type="checkbox"/> |
| Exchange Act Rule 14e-2(d) (Subject Company Response) | <input type="checkbox"/> |

Filed or submitted in paper if permitted by Regulation S-T Rule 101(b)(8)

Note: Regulation S-T Rule 101(b)(8) only permits the filing or submission of a Form CB in paper by a party that is not subject to the reporting requirements of Section 13 or 15(d) of the Exchange Act.

(Name of Subject Company)

(Translation of Subject Company's Name into English (if applicable))

(Jurisdiction of Subject Company's Incorporation or Organization)

(Name of Person(s) Furnishing Form)

(Title of Class of Subject Securities)

(CUSIP Number of Class of Securities (if applicable))

(Name, Address (including zip code) and Telephone Number (including area code) of Person(s)
Authorized to Receive Notices and Communications on Behalf of Subject Company)

(Date Tender Offer/Rights Offering Commenced)

²³ 取引所法第13条又は15条(d)項に基づく継続開示義務を負わない当事者が本フォームを紙ベースで送付できるという言及を削除する点について、SECは本フォームを完全にはアップデートしていない。

GENERAL INSTRUCTIONS

I. *Eligibility Requirements for Use of form CB*

- A. Use this Form to furnish information pursuant to Rules 13e-4(h)(8), 14d-1(c) and 14e-2(d) under the Securities Exchange Act of 1934 (“Exchange Act”), and Rules 801 and 801 under the Securities Act of 1933 (“Securities Act”).

Instructions

1. For the purposes of this Form , the term “subject company” means the issuer of the securities in a rights offering and the company whose securities are sought in a tender offer.
 2. For the purposes of this Form , the term “tender offer” includes both cash and securities tender offers.
- B. The information and documents furnished on this Form are not deemed “filed” with the Commission or otherwise subject to the liabilities of Section 18 of the Exchange Act.

II. *Instructions for Submitting Form*

- A. (1) Regulation S-T Rule 101(a)(1)(vi) (17 CFR 232.101(a)(1)(vi)) requires a party to submit the Form CB in electronic format via the Commission’s Electronic Data Gathering and Retrieval system (EDGAR) in accordance with the EDGAR rules set forth in Regulation S-T (17 CFR Part 232). For assistance with technical questions about EDGAR or to request an access code, call the EDGAR Filer Support Office at (202) 551-8900.
- (2) If the party filing or submitting the Form CB is not an Exchange Act reporting company, Regulation S-T Rule 101(b)(8) (17 CFR 232.101(b)(8)) permits the submission of the Form CB either via EDGAR or in paper. When filing or submitting the Form CB in electronic form at, either voluntarily or as a mandated EDGAR filer, a party must also file or submit on EDGAR all home jurisdiction documents required by Parts I and II of this form , except as provided by the Note following paragraph (2) of Part II.
- (3) A party may also file a Form CB in paper under a hardship exemption provided by Regulation S-T Rule 201 or 202 (17 CFR 232.201 or 232.202). When submitting a Form CB in paper under a hardship exemption, a party must provide the legend required by Regulation S-T Rule 201(a)(2) or 202(c) (17 CFR 232.201(a)(2) or 232.202(c)) on the cover page of the Form CB.
- (4) If filing the Form CB in paper in accordance with a hardship exemption, you must furnish five copies of this Form and any amendment to the Form (see Part I, Item 1.(b)), including all exhibits and any other paper or document furnished as part of the Form, to the Commission at its principal office. You must bind, staple or otherwise compile each copy in one or more parts without stiff covers. You must make the binding on the side or stitching margin in a manner that leaves the reading matter legible.
- B. When submitting the Form CB in electronic format, the persons specified in Part IV must provide signatures in accordance with Regulation S-T Rule 302 (17 CFR 232.302). When submitting the Form CB in paper, the persons specified in Part IV must sign the original and at least one copy of the Form and any amendments. You must conform any unsigned copies. The specified persons may provide typed or facsimile signatures in accordance with Securities

Act Rule 402(e) (17 CFR 230.402(e)) or Exchange Act Rule 12b-11(d) (17 CFR 240.12b-11(d)) as long as the filer retains copies of signatures manually signed by each of the specified persons for five years.

- C. You must furnish this Form to the Commission no later than the next business day after the disclosure documents submitted with this Form are published or otherwise disseminated in the subject company's home jurisdiction.
- D. If filing in paper, in addition to any internal numbering you may include, sequentially number the signed original of the Form and any amendments by handwritten, typed, printed or other legible form of notation from the first page of the document through the last page of the document and any exhibits or attachments. Further, you must set forth the total number of pages contained in a numbered original on the first page of the document.

III. *Special Instructions for Complying with Form CB*

Under Sections 3(b), 7, 8, 10, 19 and 28 of the Securities Act of 1933, and Sections 12, 13, 14, 23 and 36 of the Exchange Act of 1934 and the rules and regulations adopted under those Sections, the Commission is authorized to solicit the information required to be supplied by this form by certain entities conducting a tender offer, rights offer or business combination for the securities of certain issuers.

Disclosure of the information specified in this form is mandatory. We will use the information for the primary purposes of assuring that the offer or is entitled to use the Form and that investors have information about the transaction to enable them to make informed investment decisions. We will make this Form a matter of public record. Therefore, any information given will be available for inspection by any member of the public.

Because of the public nature of the information, the Commission can use it for a variety of purposes. These purposes include referral to other governmental authorities or securities self-regulatory organizations for investigatory purposes or in connection with litigation involving the Federal securities laws or other civil, criminal or regulatory statutes or provisions.

PART I - INFORMATION SENT TO SECURITY HOLDERS

Item 1. Home Jurisdiction Documents

- (a) You must attach to this Form the entire disclosure document or documents, including any amendments thereto, in English, that you have delivered to holders of securities or published in the subject company's home jurisdiction that are required to be disseminated to U.S. security holders or published in the United States. The Form need not include any documents incorporated by reference into those disclosure document(s) and not published or distributed to holders of securities.
- (b) Furnish any amendment to a furnished document or documents to the Commission under cover of this Form. Indicate on the cover page the number of the amendment.

Item 2. Informational Legends

You may need to include legends on the outside cover page of any offering document(s) used in the transaction. See Rules 801(b) and 801(b).

Note to Item 2. If you deliver the home jurisdiction document(s) through an electronic medium, the required legends must be presented in a manner reasonably calculated to draw attention to them.

PART II - INFORMATION NOT REQUIRED TO BE SENT TO SECURITY HOLDERS

The exhibits specified below must be furnished as part of the Form, but need not be sent to security holders unless sent to security holders in the home jurisdiction. Letter or number all exhibits for convenient reference.

- (1) Furnish to the Commission either an English translation or English summary of any reports or information that, in accordance with the requirements of the home jurisdiction, must be made publicly available in connection with the transaction but need not be disseminated to security holders. Any English summary submitted must meet the requirements of Regulation S-T Rule 306(a) (17 CFR 232.306(a)) if submitted electronically or of Securities Act Rule 403(c)(3) (17 CFR 230.403(c)(3)) or Exchange Act Rule 12b-12(d)(3) (17 CFR 240.12b-12(d)(3)) if submitted in paper.
- (2) Furnish copies of any documents incorporated by reference into the home jurisdiction document(s).

Note to paragraphs (1) and (2) of Part II: In accordance with Regulation S-T Rule 311(f) (17 CFR 232.311(f)), a party may submit a paper copy under cover of Form SE (17 CFR 239.64, 249.444, 259.603, 269.8, and 274.403) of an unabridged foreign language document when submitting an English summary in electronic format under paragraph (1) of this Part or when furnishing a foreign language document that has been incorporated by reference under paragraph (2) of this Part.

- (3) If any of the persons specified in Part IV has signed the Form CB under a power of attorney, a party submitting the Form CB in electronic format must include a copy of the power of attorney signed in accordance with Regulation S-T Rule 302 (17 CFR 232.302). A party submitting the Form CB in paper must also include a copy of the signed power of attorney.

PART III - CONSENT TO SERVICE OF PROCESS

- (1) When this Form is furnished to the Commission, the person furnishing this Form (if a non-U.S. person) must also file with the Commission a written irrevocable consent and power of attorney on Form F-X.
- (2) Promptly communicate any change in the name or address of an agent for service to the Commission by amendment of the Form F-X.

PART IV - SIGNATURES

- (1) Each person (or its authorized representative) on whose behalf the Form is submitted must sign the Form. If a person's authorized representative signs, and the authorized representative is someone other than an executive officer or general partner, provide evidence of the representative's authority with the Form.
- (2) Type or print the name and any title of each person who signs the Form beneath his or her signature.

After due inquiry and to the best of my knowledge and belief, I certify that the information set forth in this statement is true, complete and correct.

(Signature)

(Name and Title)

(Date)

情報文書のレジェンド例

以下のレジェンドの例は、例示目的のためだけのものである(特定のオファリングの状況によって変更が必要となる)。

「本件ライツ・オファリングは、日本の会社の証券に対してなされるものです。本募集は、米国の開示要件とは異なる日本の開示要件の適用を受けます。本文書に含まれる財務諸表(もしあれば)は、日本の会計基準に従い作成したものであり、米国の会社の財務諸表と同等のものではない場合があります。

この発行体は日本に所在し、一部又は全ての役員及び取締役は日本の居住者である可能性があるため、米国連邦証券諸法に基づいて生じる可能性のある権利及び請求を執行することは困難な場合があります。会社又はその役員もしくは取締役を、米国証券諸法への違反を理由として米国外の裁判所に訴えることはできない可能性があります。この会社及びその関連会社に対し、米国裁判所の判決に従わせることが困難な場合があります。」

**Form F-X and Instructions
For Appointing Service of Process Agent²⁴**

**UNITED STATES
SECURITIES AND EXCHANGE COMMISSION
Washington, D.C. 20549**

FORM F-X

APPOINTMENT OF AGENT FOR SERVICE OF PROCESS AND UNDERTAKING

GENERAL INSTRUCTIONS

I. Form F-X shall be filed with the Commission:

- (a) By any issuer registering securities on Form F-8, F-9, F-10 or F-80 under the Securities Act of 1933;
- (b) By any issuer registering securities on Form 40-F under the Securities Exchange Act of 1934(the “Exchange Act”);
- (c) By any issuer filing a periodic report on Form 40-F, if it has not previously filed a Form F-X in connection with the class of securities in relation to which the obligation to file a report on Form 40-F arises;
- (d) By any issuer or other non-U.S. person filing tender offer documents on Schedule 13E-4F, 14D-1F or 14D-9F;
- (e) By any non-U.S. person acting as trustee with respect to securities registered on Form F-7, F-8, F-9, F-10 or F-80;
- (f) By a Canadian issuer qualifying an offering statement pursuant to the provisions of Regulation A; or registering securities on Form SB-2; and
- (g) By any non-U.S. issuer providing Form CB to the Commission in connection with a tender offer, rights offering or business combination.

A Form F-X filed in connection with any other Commission form should not be bound together with or be included only as an exhibit to, such other form.

II. Six copies of the Form F-X, one of which must be manually signed, shall be filed with the Commission as its principal office.

A. Name of issuer or person filing (“Filer”):

B. (1) This is [check one] _____

- an original filing for the Filer
- an amended filing for the Filer

(2) Check the following box if you are filing the Form F-X in paper in accordance with Regulation S-T Rule 101(b)(9)

²⁴ 取引所法第13条又は15条(d)項に基づく継続開示義務を負わない当事者が本フォームを紙ベースで送付できるという言及を削除する点について、SECは本フォームを完全にはアップデートしていない。

Note: Regulation S-T Rule 101(b)(9) only permits the filing of the Form F-X in paper if filed by a Canadian issuer when qualifying an offering statement pursuant to the provisions of Regulation A (§§230.251 - 230.263 of this chapter).

- (3) A filer may also file the Form F-X in paper under a hardship exemption provided by Regulation S-T Rule 201 or 202 (17 CFR 232.201 or 232.202). When submitting the Form F-X in paper under a hardship exemption, a filer must provide the legend required by Regulation S-T Rule 201(a)(2) or 202(c) (17 CFR 232.201(a)(2) or 232.202(c)) on the cover page of the Form F-X.

C. Identify the filing in conjunction with which this Form is being filed:

Name of registrant _____

Form type _____

File Number (if known) _____

Filed by _____

Date Filed (if filed concurrently, so indicate) _____

D. The Filer is incorporated or organized under the laws of (Name of the jurisdiction under whose laws the issuer is organized or incorporated) _____ and has its principal place of business at (Address in full and telephone number)

E. The Filer designates and appoints (Name of United States person serving as agent) _____ (“Agent”) located at (Address in full in the United States and telephone number) _____

as the agent of the Filer upon whom may be served any process, pleadings, subpoenas, or other papers in

(a) Any investigation or administrative proceeding conducted by the Commission; and

(b) Any civil suit or action brought against the Filer or to which the Filer has been joined as defendant or respondent, in any appropriate court in any place subject to the jurisdiction of any state or of the United States or of any of its territories or possessions or of the District of Columbia, where the investigation, proceeding or cause of action arises out of or relates to or concerns (i) any offering made or purported to be made in connection with the securities registered or qualified by the Filer on Form (name of form _____ on (date) _____ or any purchases or sales of any security in connection therewith; (ii) the securities in relation to which the obligation to file an annual report on Form 40-F arises, or any purchases or sales of such securities; (iii) any tender offer for the securities of a Canadian issuer with respect to which filings are made by the Filer with the Commission on Schedule 13E-4F, 14D-1F or 14D-9F; or (iv) the securities in relation to which the Filer acts as trustee pursuant to an exemption under Rule 10a-5 under the Trust Indenture Act of 1939. The Filer stipulates and agrees that any such civil suit or action or administrative proceeding may be commenced by the service of process upon, and that service of an administrative subpoena shall be effected by service upon such agent for service of process, and that service as aforesaid shall be taken

and held in all courts and administrative tribunals to be valid and binding as if personal service thereof had been made.

F. Each person filing this Form in connection with:

- (a) The use of Form F-9, F-10, 40-F or Schedule 13E-4F, 14D-1F or 14D-9F stipulates and agrees to appoint a successor agent for service of process and file an amended Form F-X if the Filer discharges the Agent or the Agent is unwilling or unable to accept service on behalf of the Filer at any time until six years have elapsed from the date the issuer of the securities to which such forms and Schedules relate has ceased reporting under the Exchange Act;
- (b) The use of Form F-8, Form F-80 or Form CB stipulates and agrees to appoint a successor agent for service of process and file an amended Form F-X if the Filer discharges the Agent or the Agent is unwilling or unable to accept service on behalf of the Filer at any time until six years have elapsed following the effective date of the latest amendment to such Form F-8, Form F-80 or Form CB;
- (c) Its status as trustee with respect to securities registered on Form F-7, F-8, F-9, F-10, F-80 stipulates and agrees to appoint a successor agent for service of process and file an amended Form F-X if the Filer discharges the Agent or the Agent is unwilling or unable to accept service on behalf of the Filer at any time during which any of the securities subject to the indenture remain outstanding; and
- (d) The use of Form 1-A or other Commission form for an offering pursuant to Regulation A stipulates and agrees to appoint a successor agent for service of process and file an amended Form F-X if the Filer discharges the Agent or the Agent is unwilling or unable to accept service on behalf of the Filer at any time until six years have elapsed from the date of the last sale of securities in reliance upon the Regulation A exemption.

Each filer further undertakes to advise the Commission promptly of any change to the Agent's name or address during the applicable period by amendment of this Form , referencing the file number of the relevant form in conjunction with which the amendment is being filed.

G. Each person filing this Form , other than a trustee filing in accordance with General Instruction I. (a) of this Form , undertakes to make available, in person or by telephone, representatives to respond to inquiries made by the Commission staff, and to furnish promptly, when requested to do so by the Commission staff, information relating to: the Forms, Schedules and offering statements described in General Instructions I. (a), I. (b), I. (c), I. (d) and I. (f) of this Form , as applicable; the securities to which such Forms, Schedules and offering statements relate; and the transactions in such securities.

The Filer certifies that it has duly caused this power of attorney, consent, stipulation and agreement to be signed on its behalf by the undersigned, thereunto duly authorized, in the city of _____ country of _____ this _____ day of _____, _____.

Filer: _____

By:(Signature and Title) _____

This statement has been signed by the following persons in the capacities and on the dates indicated.

(Signature)

(Title)

(Date)

Instructions

1. The power of attorney, consent, stipulation and agreement shall be signed by the Filer and its authorized Agent in the United States.
2. The name of each person who signs Form F-X shall be typed or printed beneath such person's signature. Any person who occupies more than one of the specified positions shall indicate each capacity in which such person signs Form F-X. If any name is signed pursuant to a board resolution, a copy of the resolution shall be filed with each copy of Form F-X. A certified copy of such resolution shall be filed with the manually signed copy of Form F-X. If any name is signed pursuant to a power of attorney, a copy of the power of attorney shall be filed with each copy of Form F-X. A manually signed copy of such power of attorney shall be filed with the manually signed copy of Form F-X.